

令和8年度出張型ワークショップ運営業務委託 仕様書

1 総則

本仕様書は、宮城県（以下「発注者」という。）が委託する令和8年度出張型ワークショップ運営業務の受注者が遵守しなければならない事項を定めたものである。

2 目的

高校生が地域で働く社会人との対話を通し、勤労観・職業観の醸成、社会的・職業的自立及び地元定着の促進等の契機とするとともに、地域の未来を担う人材育成を支援するもの。

3 実施期間

実施期間は、契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

4 対象及び実施概要

（1）対象者及び参加人数

大河原産業高等学校2学年	236名
伊具高等学校2学年	59名
発注者が指定する仙南地域で働く社会人ゲスト	24名程度

（2）実施時期及び場所

本番学習実施時期 大河原産業高等学校 令和9年3月10日（水）
伊具高等学校 令和9年3月16日（火）、17日（水）又は18日（木）のいずれか1日（契約締結後、発注者と協議の上決定する。）

本番学習実施場所 上記各実施校内

ただし、社会人ゲストに対する事前説明の実施時期及び実施場所は受注者が調整し、決定すること。

5 業務内容

受注者は、生徒が地域の社会人と対話することにより、生徒及び社会人の双方の勤労観・職業観の醸成、社会的・職業的自立及び地元定着の促進等に効果的な地域特性を踏まえたキャリア教育プログラムを実施すること。

なお、実施に当たっては、以下の点に配慮すること。

（1）全体構成の設計及び運営

本業務は、「事前学習（事前説明）」「本番学習」「事後学習（フィードバック）」の3部構成とし、円滑な進行管理及び運営を行うこと。

（2）高校生向け教育プログラム運営

受注者は、高校生を対象とした学習プログラムについて、事前学習、本番学習及び事後学習の一連の流れを通じた運営を行うものとする。

（3）社会人向けプログラム運営

受注者は、参加する社会人が本事業の趣旨を十分に理解し、高校生との対話を効果的に行うことができるよう、事前説明から本番学習及び事後のフィードバックに至るまでの一連の支援を行うものとする。なお、社会人への事前説明は本番学習前に別日で実施するこ

とし、本番学習及びフィードバックについては高校生の学習と一体的に実施することを前提として運営すること。

(4) 各プログラムの内容は、受注者がこれまでに取り組んだ経験やノウハウ、専門的な知見を最大限に活用し、学校等におけるキャリア教育の推進に資する内容とすること。特に社会人と生徒との対話部分である本番学習については、その方法がどのようなものか明確に分かるように企画提案書に記載すること。

(5) 進捗状況の報告

受注者は、発注者の求めに応じて、本業務の進捗状況及び今後の実施見込み並びに実施結果に関する報告を行うこと。

6 発注者が実施する業務

以下の事項は発注者が行うものとし、5には含めない。

(1) 実施校の決定及び実施校との本番学習実施時期の調整

(2) 社会人ゲストの選定及び対応依頼

(3) 社会人ゲストの本事業参加に係る旅費及び報償費の支払い

7 成果品

本業務の完了時まで以下に以下の成果品を提出すること。

(1) 業務完了報告書

(2) その他関連資料

8 対象経費

本業務の実施に伴う対象経費は、6の業務を除いた5に掲げる業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に記載する経費は認められない。

(1) 機械・機器等の備品購入費（10万円以上のもの）

(2) 土地・建物を取得するための経費

(3) 施設・設備を設置又は改修するための経費

(4) プログラムの実施対象となる生徒等に係る費用（日当、謝金、旅費等）

(5) 飲食に係る経費

(6) その他本事業との関連が認められないと発注者が判断した経費

9 秘密保持

(1) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(2) 受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項において準用する同条第1項の規定による安全管理措置を講ずる義務、法第67条の規定による従事者等の秘密保持義務及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10 その他

- (1) 業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと発注者が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部又は全部を返還させる場合がある。
- (2) 受注者は、仕様書に疑義が生じたとき、又は仕様書により難い事由及び記載されていない事項が生じたときは、発注者と速やかに協議の上、発注者の指示に従うものとする。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

(個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

(個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

(保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後、使用する必要がなくなった場合は、直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬する必要があるときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の手續及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理し、及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。